

2026年3月31日から
制度を改正して運用開始

「火災注意報」 「火災警報」

※林野火災を含む



©25-013



©25-013

火災注意報 発令時は、消火準備やその場を離れないなど、
火の取扱いに十分注意してください

火災警報 発令時は、屋外での火の使用が制限されます

> 詳しくは裏面を確認してください

火の使用制限となる行為の例



花火・火遊び



たき火



可燃物の近くの喫煙



京田辺市消防本部

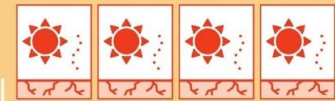
火災注意報・火災警報の発令のしくみ



火災注意報



発令条件：「乾燥注意報4日連続」



4日連続

朝 5:00 の時点の乾燥注意報の発表状況で連続日数を判断し、発令します。

翌朝 5:00

有効期間 翌朝 5:00 まで

発令の翌朝 5:00 に乾燥注意報が発表されていなければ、火災注意報は解除になります。



連続性の判断

翌朝 5:00 時点で乾燥注意報が発表されていれば火災注意報は継続になります。



火災警報



発令条件：「乾燥注意報5日連続」+「強風注意報」



5日連続



強風注意報

乾燥と強風、両方の注意報が発表されている場合に発令します。

解除の要件



乾燥注意報



強風注意報

乾燥注意報または強風注意報のいずれかが解除されると、連動して解除します。

解除後の措置

火災警報解除後も、火災注意報は継続します。

火の使用制限・注意事項

火災注意報

京田辺市火災予防条例第28条の2

火を使用する際の注意事項

- 火を使用する場所の近くに燃えやすい物を置かないこと
- 火を使用しているときは、その場を離れないこと
- 十分な消火準備を行うこと
- 確実に消火すること など



罰則

なし

火災警報

京田辺市火災予防条例第29条

火の使用制限

- 山林、原野で火入れをしないこと
- 花火（玩具用花火を含む）をしないこと
- 屋外で火遊び又はたき火を行わないこと
- 屋外では、燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと
- 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火の粉を確実に消火し、始末すること



罰則

30万円以下の罰金又は拘留【消防法第44条第18号】

たき火にご注意 !!

京田辺市火災予防条例第45条 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

たき火(焼却行為)は原則禁止されています。

■消防署への届出について

たき火等、火災と紛らわしい煙を発する行為を実施する場合は、その前日までに消防署への届出が必要です。
(※ただし、消防署はたき火(焼却行為)を許可しているわけではありません。)

届出書はこちらから



ホームページもご確認ください



発令状況はこちらからご確認ください



火災注意報・火災警報をもっと詳しく



防火のお問合せ、御相談は、最寄りの消防署（消防分署）まで

京田辺市消防署 63-1125 井手分署 82-3000

北部分署 65-0119 宇治田原分署 88-5500